

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1228第1号」により下記の検査項目に
検査方法の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 29年 1月 1日から適用

■ 測定方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
結核菌群核酸検出	410 点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
結核菌群 核酸検出	410点	微生物学的検査 判断料 (※6：150点)	D023 微生物核酸 同定・定量検査8 結核菌群核酸検出	「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅 と液相ハイブリダイゼーション法による 検出を組み合わせた方法、LCR法による 核酸増幅とEIA法による検出を組み 合わせた方法、LAMP法又は核酸増幅 とキャピラリー電気泳動分離による検出を 組み合わせた方法による。 なお、結核患者の退院の可否を判断する 目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行わ れる場合においても算定できる。